

(加入の方が退職される際にコピーのうえお渡しください)

退職後の健康保険についてのお知らせ



退職後は、在職中の健康保険証は使用できません！

退職後も保険証を返却せずに、病院などで誤って使用するケースが発生しています。

退職日の翌日以降に在職時の保険証で病院などを受診された場合、健康保険（協会けんぽ）で負担した医療費（総医療費の7割～8割）を返還いただくことになります。

退職予定の方は、扶養家族分を含めたすべての保険証を退職日までに事業所へお返しください。

再確認ください！

☑退職（資格喪失）の場合→退職日の翌日から使用できません。

- ・月の途中の退職であっても、月末まで使用することはできません。
- ・また、次の保険証ができるまでの間も使用することはできません。
- ・退職予定の方は、退職日までに扶養家族分を含めたすべての保険証を事業所へお返しください。



☑扶養解除の場合→被扶養者でなくなった日から使用できません。

退職後はいずれかの健康保険に加入が必要です。

①任意継続に加入（手続き先：協会けんぽ）

- ・退職日までに協会けんぽの被保険者期間が2か月以上ある方
- ・「任意継続被保険者資格取得届」を退職日の翌日から20日以内に協会けんぽへ提出します。
- ・被扶養者の方がいる場合は、原則として添付書類が必要です。
- ・くわしくは協会けんぽまでお問い合わせください。

②お住まいの市区町村の国民健康保険に加入（手続き先：お住まいの市区町村）

手続き方法などは、お住まいの市区町村国民健康保険担当係へお問い合わせください。

③ご家族の被扶養者となる

（手続き先：ご家族の勤務先を通じて、年金事務所、健康保険組合、共済組合など）
年齢、収入状況、被保険者との続柄、同居・別居などによって認定基準が異なりますので、くわしくは、ご家族が加入の健康保険の保険者などへお問い合わせください。



全国健康保険協会 宮崎支部

協会けんぽ

〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階 ☎0985-35-5364